

令和8年3月25日 入札公告

令和8年5月15日 入札及び開札

## 閱 覧 図 書

事 業 名 : ヨナシ山国有林外森林整備事業 (造林)

事 業 場 所 : 広島県神石郡神石高原町 ヨナシ山国有林外

事 業 量 :	植付 (補植)	3.36 ha
	防護柵設置	1.07 km
	下刈	17.88 ha

1. 森林整備事業請負契約書(案)
2. 可分事業内訳書
3. 作業仕様書
4. 事業位置図
5. 契約情報の公表

広島北部森林管理署

# 森林整備事業請負契約書（案）

収入  
印紙

- 1 事業名 ヨナシ山国有林外森林整備事業（造林）
- 2 事業場所 広島県神石郡神石高原町 ヨナシ山国有林外
- 3 事業量 別紙「可分事業内訳書」のとおり
- 4 事業期間 契約締結日の翌日から  
令和9年3月5日まで  
ただし、作業種別又は箇所別の作業期間は別紙「可分事業内訳書」のとおり
- 5 請負金額 金 円也  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税」という。)額  
金 円也)  
〔注〕 ( ) の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。
- 6 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。  
(適用されるものは○印、削除されるもの×印。)

適用削除の区分	選択事項	選択条項
×	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に変わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
○	支給材料及び貸与品	第15条
×	前金払 <span style="float: right;">分の 以内</span>	第35条第1項
×	中間前金払	第35条第4項
○	部分払 <span style="float: right;">回以内</span>	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

(注) 国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙を添付する。

## 7 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日
植栽器具		4本	広島北部森林管理署	契約締結の日

## 8 特約事項

- (1) 請負代金は近畿中国森林管理局において支払うものとする。
- (2) 約款第38条第1項は別紙「可分事業内訳書」の可分作業毎に適用するものとする。
- (3) 下刈切損の損害賠償については、別紙2のとおりとする。
- (4) 使用材料は書面により報告し、承認を受けた後に材料購入を行うこと。
- (5) 暴力団排除に関する特約条項は別紙1のとおり。
- (6) その他特記仕様書は別紙3のとおり。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和8年3月25日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所 広島県三次市十日市中2丁目5-19

氏 名 分任支出負担行為担当官  
広島北部森林管理署長 印

請負者 住 所

氏 名 印

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

## 暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲(発注者をいう。以下同じ。)は、乙(契約の相手方をいう。以下同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(損害賠償)

第4条 甲は、第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第5条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

別紙 2

下刈の折損賠償

- 1 下刈作業において請負者が負担した苗木の折損率が次の 3 に定める許容折損率を超える場合は、発注者は折損賠償の請求をすることができる。
- 2 賠償額は発注者の定める賠償基準により計算した額とする。
- 3 苗木の許容折損率は次のとおりとする。

林 齢	1 年	2 年	3 年	4 年以上
許容折損率	3 %	3 %	2 %	1 %

- 4 林齢 1 年とは、前年度の秋から当年度の春までに植栽したもの、以下これを基準に林齢を見る。
- 5 折損とは、樹冠を完全に切断したもの又は切断により生育が著しく阻害されるものをいう。

## 特記仕様書

(アフリカ豚熱 (ASF) 対策)

- 1 山林での作業用の靴の履き分けや下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報すること。
- 2 アフリカ豚熱 (ASF) 対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等を行うこと。また、府県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、契約約款第20条に基づき事業を一時中止または解除する可能性がある。

## 可分事業内訳書

作業種	森林事務所	作業期間	国有林	林小班	記番	林齢	数量	摘要
植付 (補植)	三和	自 契約日の翌日から 至 令和9年2月26日	新元重山	749ち	1		3.36ha	コンテナ苗 ヒノキ2,690本
植 付 ( 補 植 ) 合 計							3.36ha	
防護柵 設置	三和	自 契約日の翌日から 至 令和9年2月26日	新元重山	749ち	1		1.07km	野兎柵
防 護 柵 設 置 合 計							1.07km	
下刈	三和	自 令和8年6月1日 至 令和8年9月30日	新元重山	749ち	1	2	3.36ha	全刈
				786ほ2	2	3	2.25ha	
			ヨナシ山	786へ	3	3	1.57ha	
				786ち3	4	4	3.92ha	
			大谷山	745は	5	3	2.91ha	
			鍋谷山	795り	6	3	0.73ha	
					7	6	0.72ha	
			南樵山	801い	8	4	2.42ha	
下 刈 合 計							17.88ha	

## 作業仕様書総則

- 1 近畿中国森林管理局管内の造林関係請負事業の実施にあたっては、この作業仕様書、特記仕様書、造林事業請負標準仕様書、造林事業請負実行管理基準及び図面（以下、「設計図書」という。）に基づき実施するものとする。
- 2 現場は、周囲を測量杭（又はテープ）等によって標示している。
- 3 設計図書に基づき調達した材料（苗木・薬剤・シカ防護柵・肥料）の使用にあたっては、その使用方法、使用上の注意事項等を遵守し安全かつ適正な使用に努めること。
- 4 実行記録写真は、造林事業請負実行管理基準に定める実行記録写真の撮影要領に基づき撮影することとするが、一連の記録写真は契約の記番毎に1箇所以上に撮影するものとする。
- 5 造林事業請負標準仕様書第21条における事故とは、4日以上 of 休業を要する労働災害、第三者に及ぼした事故及び第3者から受けた事故とする。  
監督職員が指示する様式(事故報告書)は、別に定める「請負事業事故報告書」とする。
- 6 本事業の実施に必要な諸作業で、設計図書に明記していないものは、請負者において実施し、その費用は請負者の負担とする。

# 請負事業事故報告書

令和 年 月 日

(監督職員)

(官職氏名)

殿

請負者 住 所  
会社名等  
現場代理人

事業名				事業場所				
発生日時	令和 年 月 日 ( 曜日)			時 分	天候			
災害発生状況・原因	①どのような場所で ②どのような作業をしているときに ③どのような物又は環境に ④どのような不安定な又は有害な状態であって ⑤どのようにして災害が発生したかを詳細に記載する。 また、略図を添付する。							
被害状況	人的被害・物的被害を記載							
被災者	氏名		生年 月日	年 月 日 ( 歳)	性別	男・女	職種	
	連絡先					経験 年数		
	傷病名		傷病 部位		休業見込期間 ・死亡日時		被災 場所	
今後の対策								
所見・状況								

## 植付（補植）仕様書 (マルチキャビティーコンテナ苗)

### (地拵の確認)

- 1 地拵と植付を一括契約した場合、地拵終了後直ちに監督職員の確認又は部分検査を受け、必要があるときは手直しを行った後、植付に着手する。

### (苗木の管理)

- 2 苗木は植付場所に近い日陰で、水害等の被害のおそれのない所に保管し、必要に応じてシート等で直射日光を遮断し灌水を行うなど、苗木の乾燥防止に注意すること。

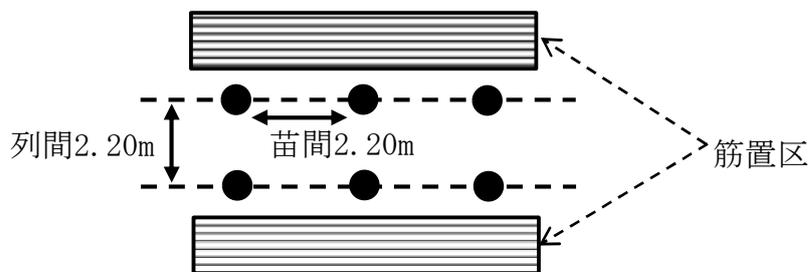
### (植付樹種、植付本数並びに列間、苗間距離)

- 3 植付樹種、植付本数は次のとおりとする。

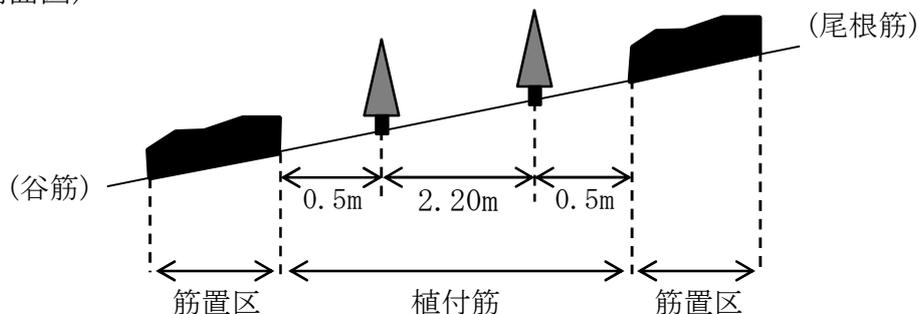
植付樹種	植付本数（総数の植栽密度）	備考
ヒノキ (マルチキャビティーコンテナ苗)	2,690本（2,000本/ha）	新元重山国有林

- 4 植付は等高線方向に地拵筋に沿って行う。
- 5 全刈筋置地拵箇所での植付は、植付筋2列植、列間距離・苗間距離ともに、2.20mを原則とし下図の要領により植付ける。

図(平面図)



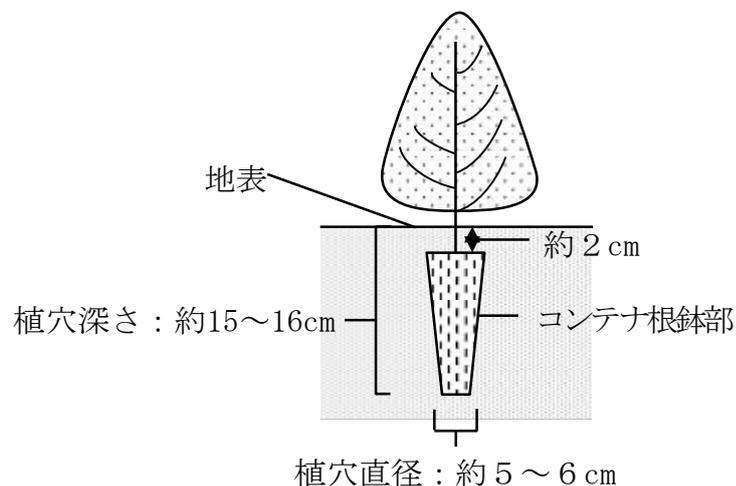
図(側面図)



### (植付要領)

- 6 植栽本数及び列間、苗間距離の基準に基づき、適宜の物差し（列間、苗間の印を付したものを）を用いて植付地点を決定する。

- 7 植付地点に伐根、石礫等があつて植付困難な場合は、苗間方向に移動して調整し、列間方向では調整しないこと。
- 8 植栽器具を植付地点に挿し込み、直径 5 ～ 6 cm、深さ 15 ～ 16cm の植穴をつくる。
- 9 植穴に苗木を挿し込み、垂直になるよう据えつける。（根鉢と植穴との間に空隙がある場合は土を入れる。）
- 10 踏付けは、体重を少しかける程度で押さえる。（根鉢を潰さないように留意すること。）
- 11 根鉢の上端より 2 cm 程度の高さが植付後の地表面とする。
- 12 植付苗木の根元に落葉その他の地覆物を寄せかけ、十分被覆すること。



#### (苗木の管理・取扱)

- 13 苗木の取扱は丁寧にし、根鉢の損傷等がないよう注意する。
- 14 苗木の運搬及び植付の際は、苗木袋等を使用し苗木が乾燥しないよう注意する。

#### (その他)

- 15 その他技術的事項に関しては監督職員の指示に従うこと。

苗木購入仕様書  
(マルチキャビティーコンテナ苗)

1 苗木の品質規格、数量は、次に示すとおりとする。

樹種	苗齡	苗長	根元径	数量	根鉢部	備考
ヒノキ	2年生以上	35cm上	3.5mm上	2,960本	150cc	
計				2,690本		

2 苗木は次の条件を具えた産地系統の明確な規格苗を厳選する。

- (1) 苗が通直で堅く徒長分岐していないもの。
- (2) 枝葉が下方から適当に繁茂し「ガッチリ」と生育しており、徒長がなく、頂芽が完全なもの。
- (3) コンテナ苗の根鉢部は全体に根が回っており、固く締まっていること。
- (4) コンテナ苗の根鉢は湿潤であること。
- (5) 樹勢が旺盛で、組織が充実し樹苗固有の色沢をもち、病害やその他の欠点がなく、移植後の発根能力が強いもの。
- (6) 掘取後の取扱不良による乾燥衰弱等の認められないもの。
- (7) 蒸れの原因となる葉面の湿っている苗木が梱包されていないもの。

3 苗木購入にあたっては、上記1、2の条件及び林業種苗法に基づく登録生産事業者等により優良苗木を購入すること。

4 各梱包には、生産者氏名、樹種、品種、苗齡、規格、数量、掘取年月日、梱包年月日等必要事項を登録生産事業者等発行の荷札等で明示すること。

5 苗木の梱包は、苗木各部の損傷と乾燥防止に留意し、次の要領で行う。

- (1) 梱包作業は、直射日光をさけて行うこと。また苗木は、雨や露で濡れていないこと。
- (2) 乾燥を防止するため湿らした新聞紙等で根を包み結束する。特にコンテナ苗は根鉢が崩れないよう10本単位程度に結束すること。
- (3) 段ボール箱等に入れ、苗木の根鉢に崩れが生じないようにすること。
- (4) 苗木の運搬方法及び保管方法、保管期間を監督職員と事前に協議のうえ、最大限苗木の乾燥防止に努めること。
- (5) その他上記により難しい場合は、事前に監督職員と協議すること。

6 苗木は指示した規格及び品質のとおり納入されたか監督職員の確認を受けること。

なお、荷札等は監督職員に必ず提出すること。

7 その他必要事項については、監督職員の指示に従うこと。

## 防護柵設置仕様書（野兎対策）

### （作業順序）

- 1 地拵、植付、防護柵設置を一括契約した場合は、植付に着手する前に必ず防護柵を設置し監督職員の確認を受けなければならない。

### （支柱の固定）

- 2 風及び積雪等により支柱が傾斜しないようしっかり固定すること。
- 3 支柱の設置個所は、凹凸がある場合、ネットの高さを確保するため、凸部分に設置すること。（別図1）  
また、植栽区域より斜面の上部にネットを設置する場合は、傾斜変換し緩やかになった箇所に設置する。
- 4 支柱は作業を進める方向に若干傾けて打ち込み、ネットを固定する際、張りロープを進行方向の逆方向へ力をかけて引っ張り、張りロープの張力で支柱を垂直に固定する。（別図1）
- 5 力がかかる支柱や土質が不安定な場所では、必要に応じて控えロープにより支柱の安定を図る。  
また、柵の安定を図るため必要に応じ控えをとること。（別図2）
- 6 できるだけ生立木を利用するものとし、胸高直径14cm以上で傾きのない根張りの良い木を利用するものとする。

### （ネット下部の固定）

- 7 ネットと地面とに隙間をつくらぬよう、根株等に針金や釘でネットの下部や押さえロープを固定する。  
なお、固定する根株等は生立木あるいは長期間耐久性が見込まれるものとする。
- 8 根株等が少ない場合は、丸太でネットの下部や押さえロープを針金や釘で固定する。この際、丸太も動かないよう固定すること。
- 9 アンカーを設置する場所は、人力によって抜ける場所は設置しないこと。

### （ネットの張り具合）

- 10 ネット上部の張りロープは、弛みが生じないように固定することとするが、ネットについては若干弛みをもたせること。
- 11 適切な張り具合の目安として、垂直方向に目数が確認できること。
- 12 急傾斜地において、ネットの荷重により斜面下部にネットが必要以上に引っ張られる場合は、それを防ぐために結束バンド等でネットの上部と張りロープを固定する。

### （出入口）

- 13 監督職員と協議のうえ、開閉できる出入口を適宜設置すること。

### （資材の調整）

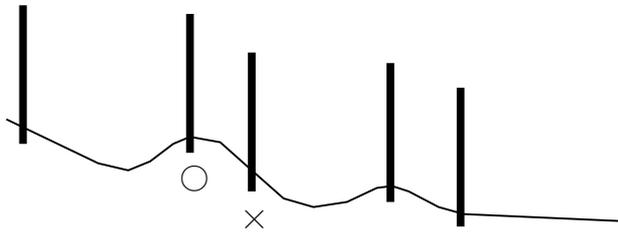
- 14 防護柵資材について、計画的に設置し資材の過不足が生じないようにすること。

### （その他）

- 15 その他必要事項については監督職員の指示によること。

(別図 1)

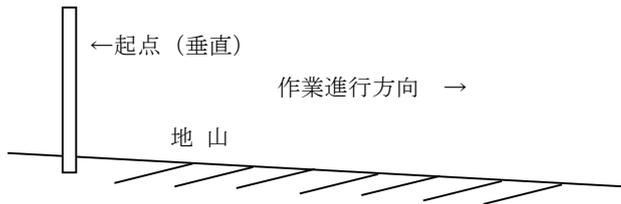
支柱の設置箇所



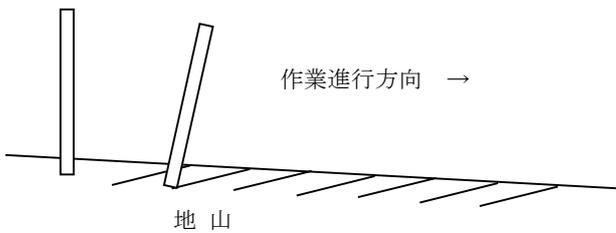
(支柱の間隔は 4 ~ 5 m で)

支柱の打込箇所は地山の凹凸がある場合、ネットの高さを確保するため、できる限り凸部分に打ち込む方が良い。

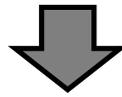
支柱の固定方法



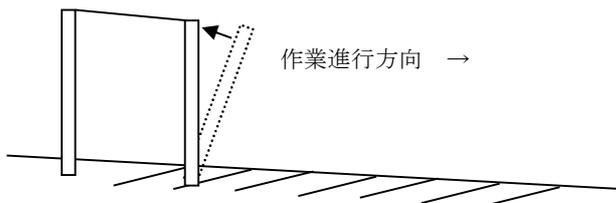
ネットの設置は斜面上方から下方へ進める方が作業は容易である。



支柱は作業進行(斜面下方)方向へ傾けて打ち込む。



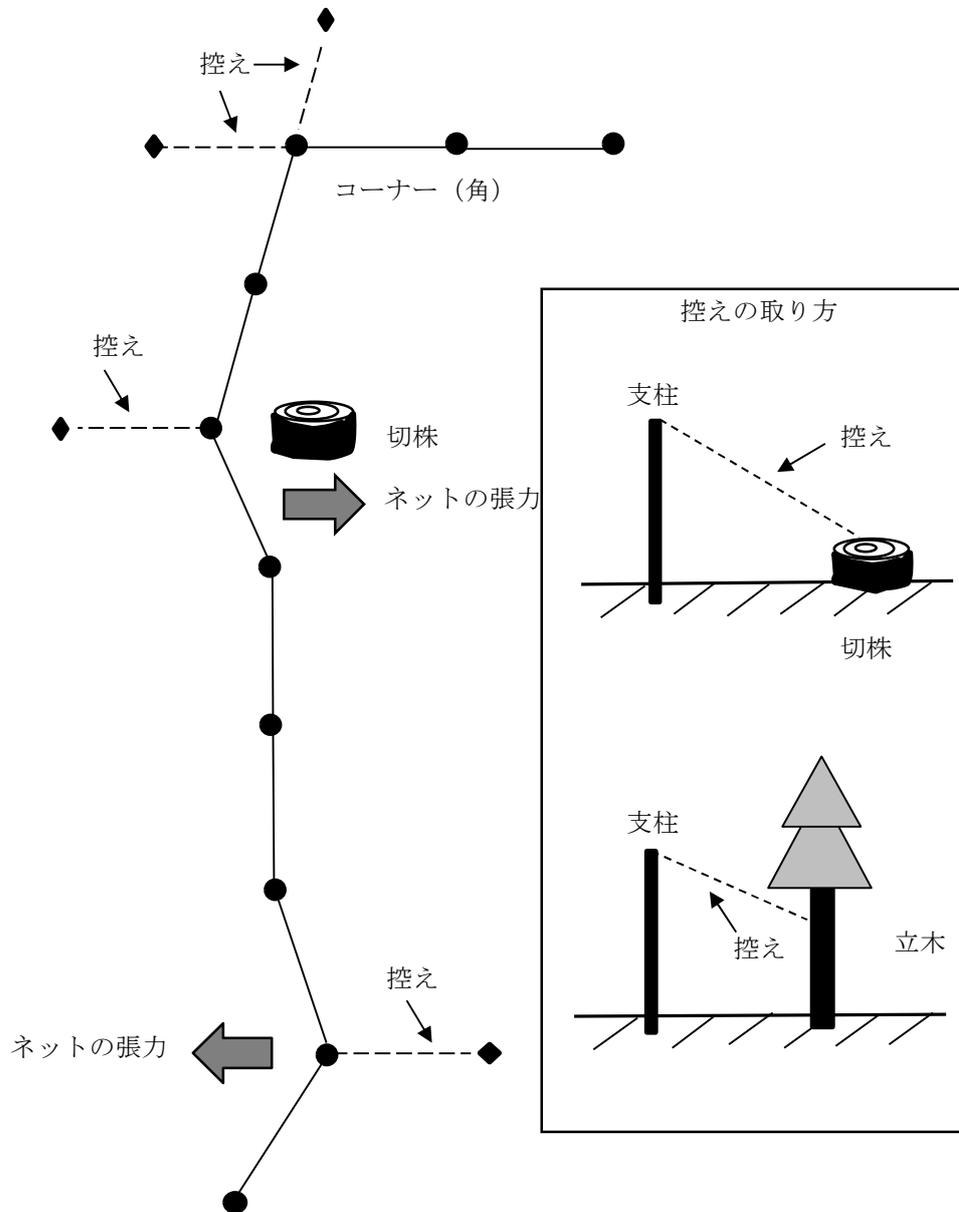
張ロープ



ロープの張力により支柱を引き起こし垂直(最もネットが高く)に仕上げる。

(別図 2)

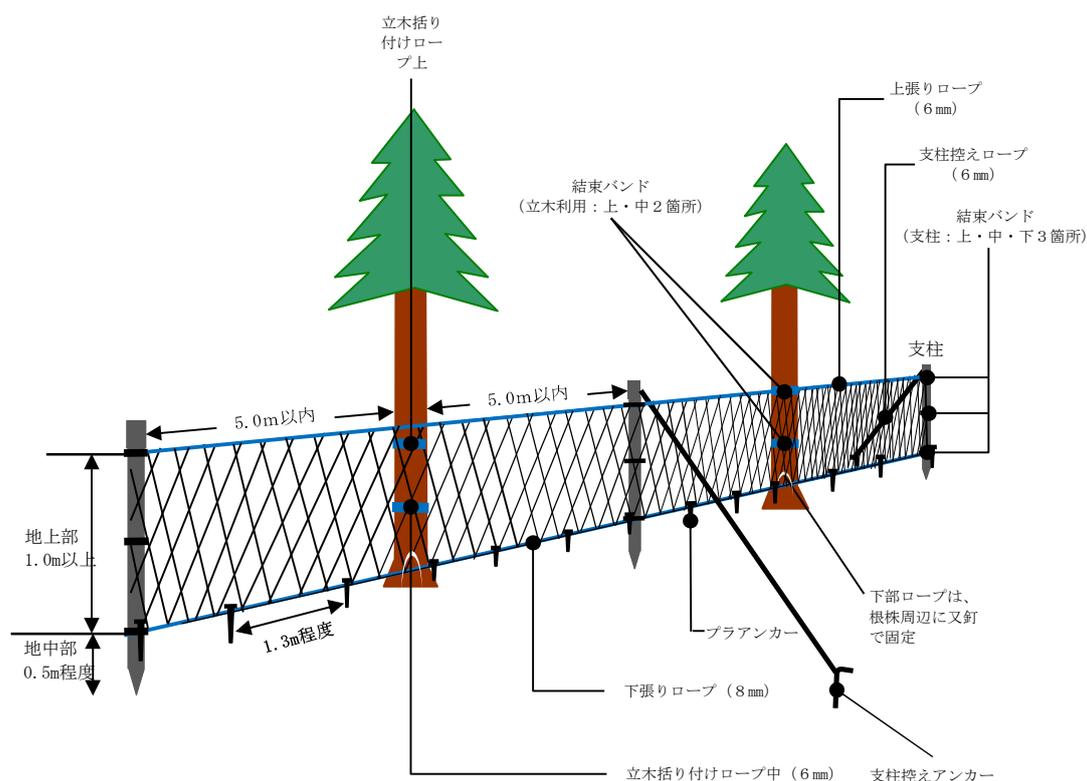
控えロープの設置方法



## 防護柵設置特記仕様書及び標準図（野兎対策）

- 1 防護柵設置仕様書に定める事項の他、下記を基本として設置すること。
- 2 立木利用を行う場合、防護柵を設置するために利用する立木は、胸高直径が14cm以上の生立木とする。
- 3 立木及び支柱の間隔は、5 m以内とし、上張りロープが垂れ下がらないよう措置を講じること。
- 4 立木の間隔が5 m以上になる場合は間に支柱を設置することとし、地形に応じて、支柱本数を増減すること。
- 5 立木とネットは、上・中2箇所を立木括り付けロープで固定し、下1箇所を又釘で根株周辺に固定すること。
- 6 支柱とネットは、上・中・下3箇所を結束バンドで固定すること。
- 7 歩道等と接続する箇所は、開閉できる出入口を設置すること。
- 8 プラアンカーの設置は支柱・立木の有無にかかわらず下図の間隔を基本として設置すること。
- 9 その他作業の実施にあたって疑問等のある場合は、監督職員と協議のうえ実施すること。

### 【標準図】



## 防護柵購入仕様書

- 1 防護柵物品の品質及び規格、数量は、次に示すとおりとする。

物品	品質及び規格	数量	備考
侵入防止網	ポリエチレン400 d /24本以上 ステンレス線0.29mm×2本以上入り 網目50mm目合、高さ1m以上 同等かそれ以上	1,100 m	
侵入防止網用 上張りロープ	ポリエチレン 径6mm以上 同等かそれ以上	1,210 m	
侵入防止網用 下張りロープ	ポリエチレン 径6mm以上 同等かそれ以上	1,210 m	
支柱	被覆鋼管、径38mm、 長さ1.5m程度 同等かそれ以上	270 本	
支柱用キャップ	支柱に適合するものロープ止め付	270 個	
プラスチック アンカー	長さ400mm以上 (劣化しにくいもの)	1,878 本	
支柱用控えアンカー	L型鉄製、径10mm以上、 長さ600mm以上 同等かそれ以上	135 本	
支柱用控えロープ	ポリエチレン 径6mm以上 同等かそれ以上	715 m	
結束バンド	長さ200mm以上	3,700 本	

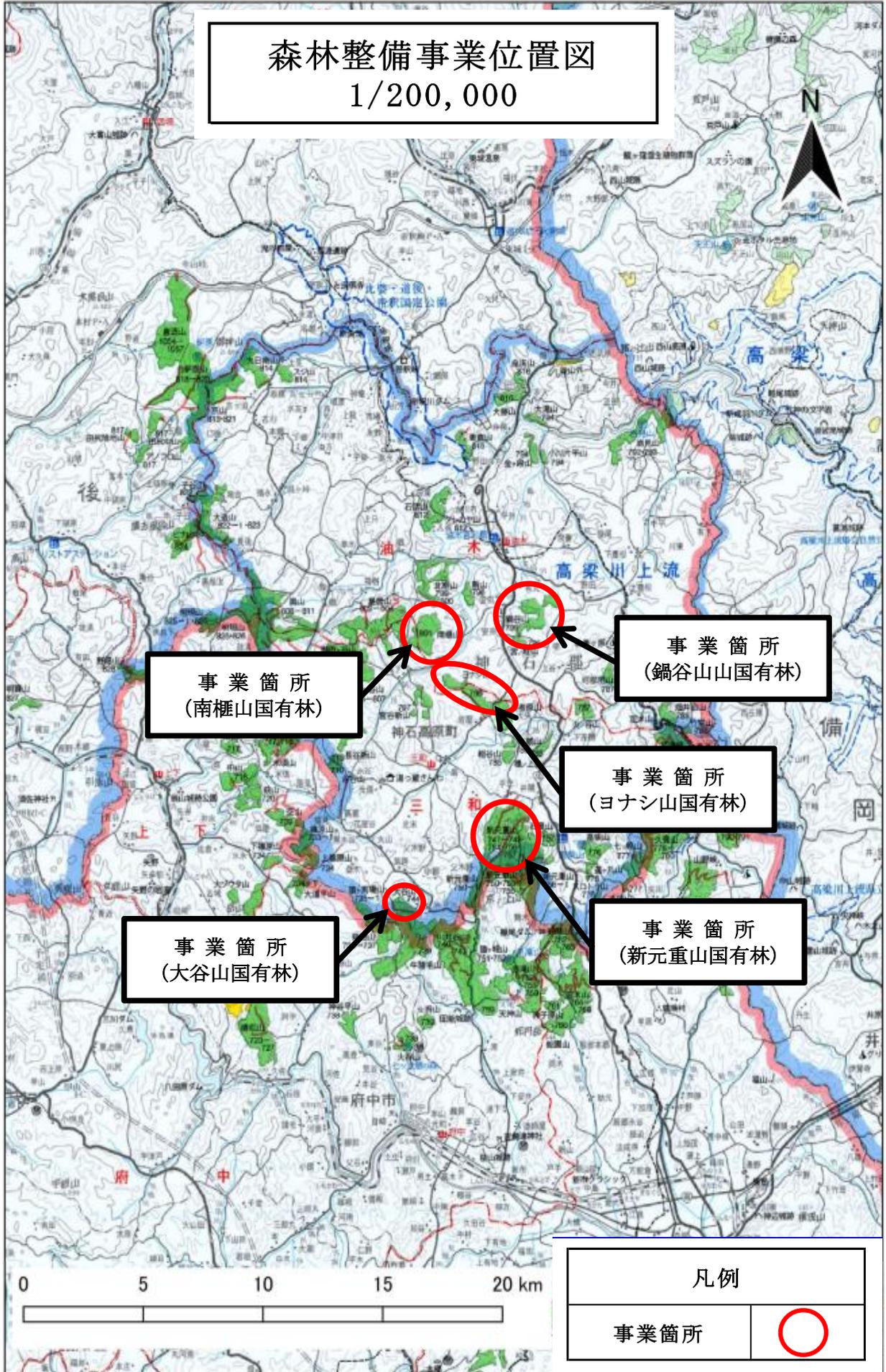
- 2 侵入防止網及びロープ等は野生動物に噛み切られる恐れのないものを購入すること。
- 3 支柱は、積雪及び強風等により折損等を生じにくいものを購入すること。
- 4 防護柵物品購入にあたっては、上記1、2、3の条件及びこれと同等の規格及び品質を有する物品を購入すること。
- 5 侵入防止網等は、指示した規格及び品質のとおり納入されたか監督職員の確認を受けること。  
なお、納品書等は監督職員に必ず提出すること。
- 6 その他必要事項については監督職員の指示によること。

## 下刈（全刈）仕様書

### （刈払上の注意等）

- 1 刈払に際しては、造林木を中心として外側方向に刈払うものとし、造林木を損傷しないよう特に注意すること。
- 2 ササ、雑草木、つる類の繁茂により造林木に損傷を与えるおそれのある箇所については、造林木の位置を確認した後、刈払を行うこと。
- 3 造林木がないか造林木があっても健全な生長が見込めない箇所は、そのまま天然更新木を保残すること。ただし、周囲に伸長し、造林木の生長に支障となるものは適宜刈払うこと。
- 4 下刈作業については、契約書別紙2「下刈の折損賠償」が特約事項として定められていることから、造林木の折損には十分留意すること。
- 5 その他必要事項については監督職員の指示によること。

# 森林整備事業位置図 1/200,000

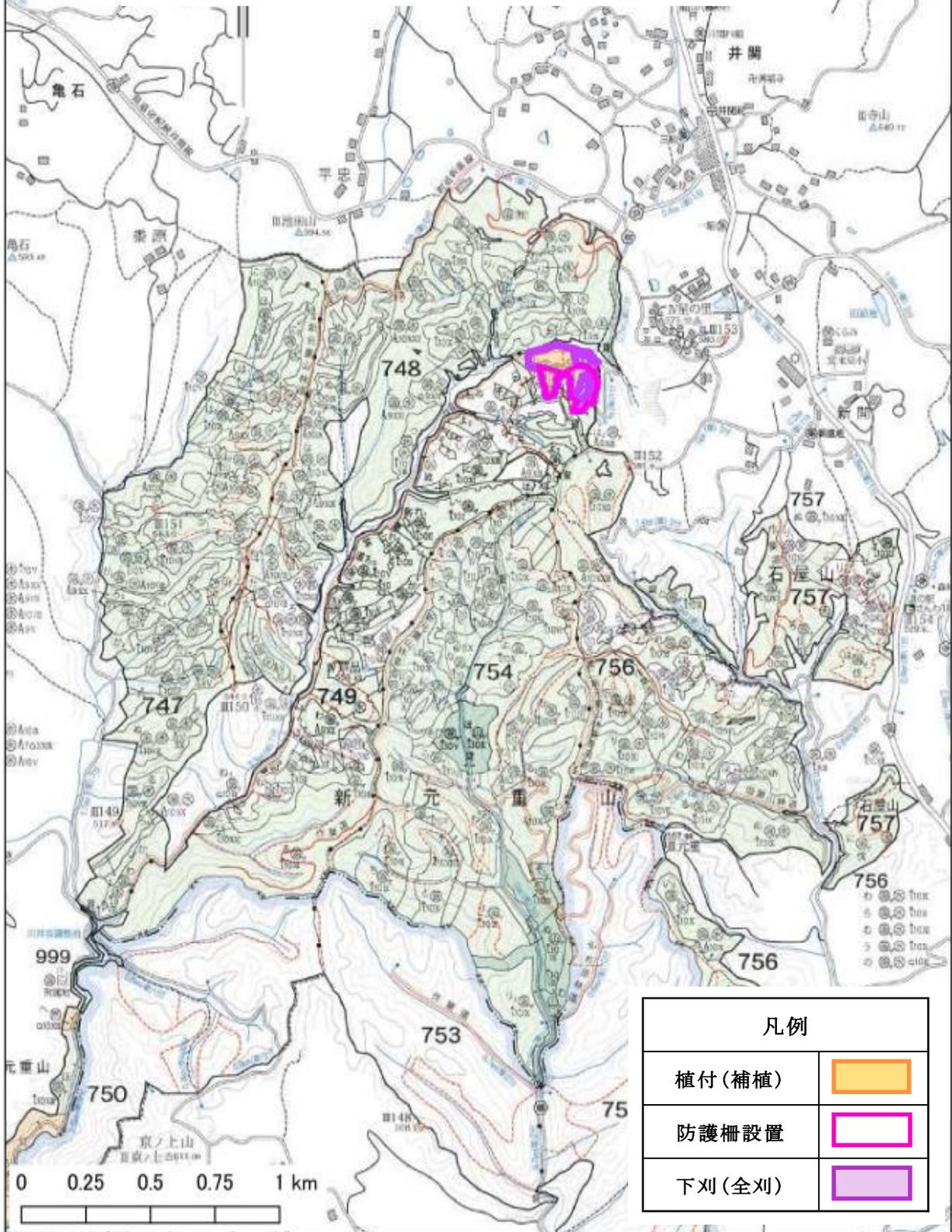


# 森林整備事業位置図

新元重山国有林749ち林小班

【作業種：植付(補植)・防護柵設置・下刈(全刈)】

1/20,000



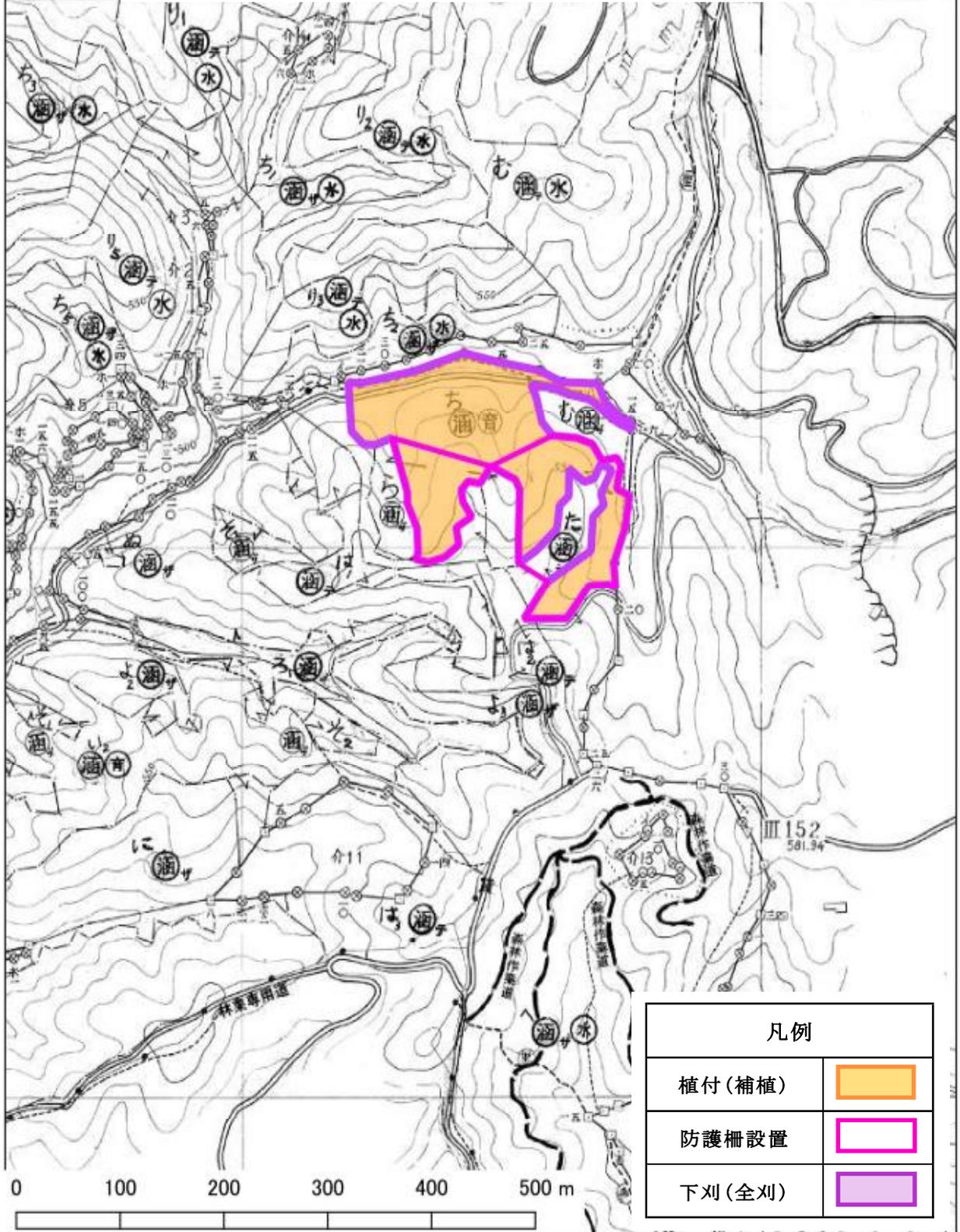
凡例	
植付(補植)	
防護柵設置	
下刈(全刈)	

# 森林整備事業位置図

新元重山国有林749ち林小班

【作業種：植付(補植)・防護柵設置・下刈(全刈)】

1/5,000

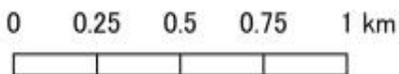
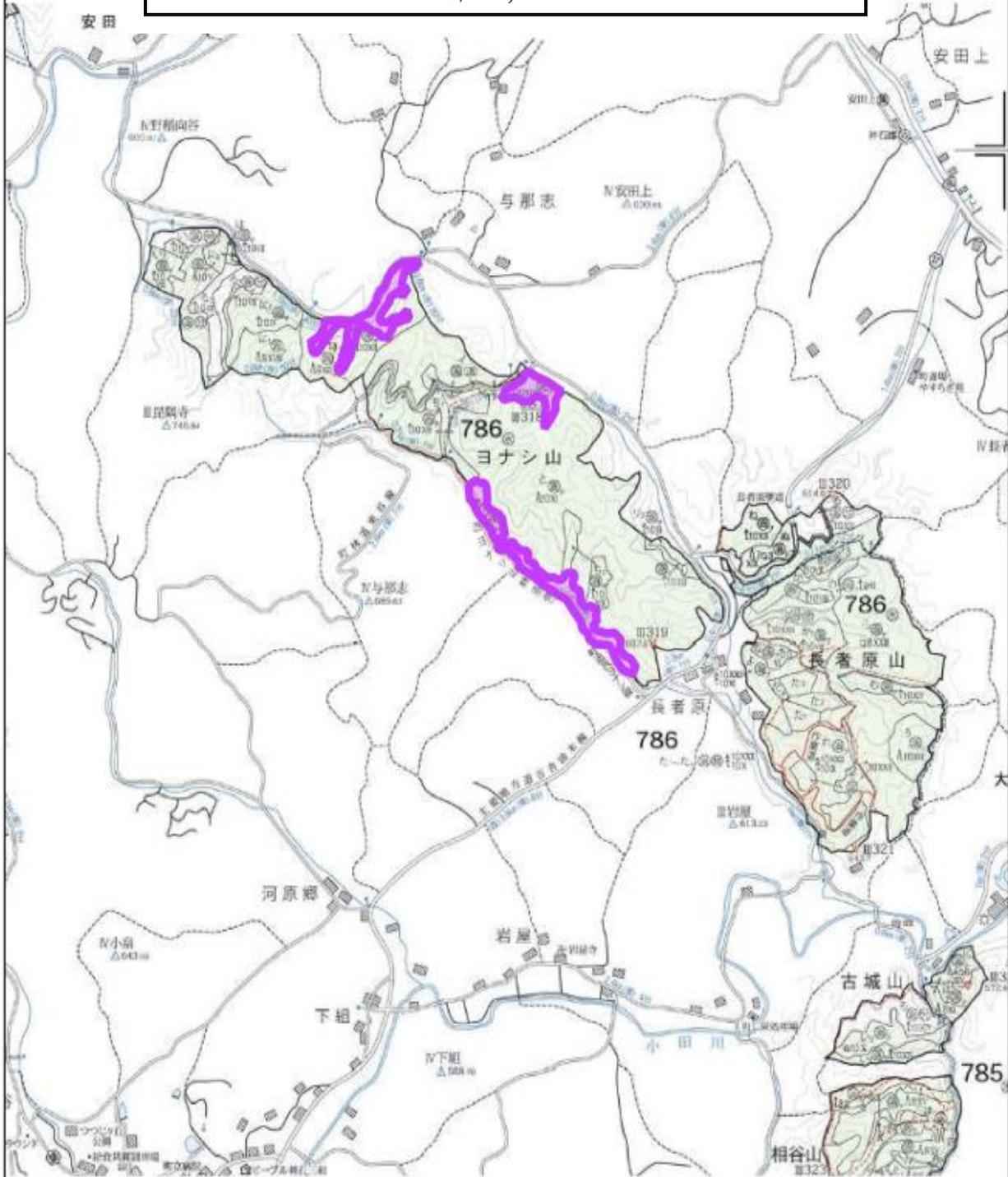


# 森林整備事業位置図

ヨナシ山国有林786ほ2林小班外

【作業種：下刈(全刈)】

1/20,000



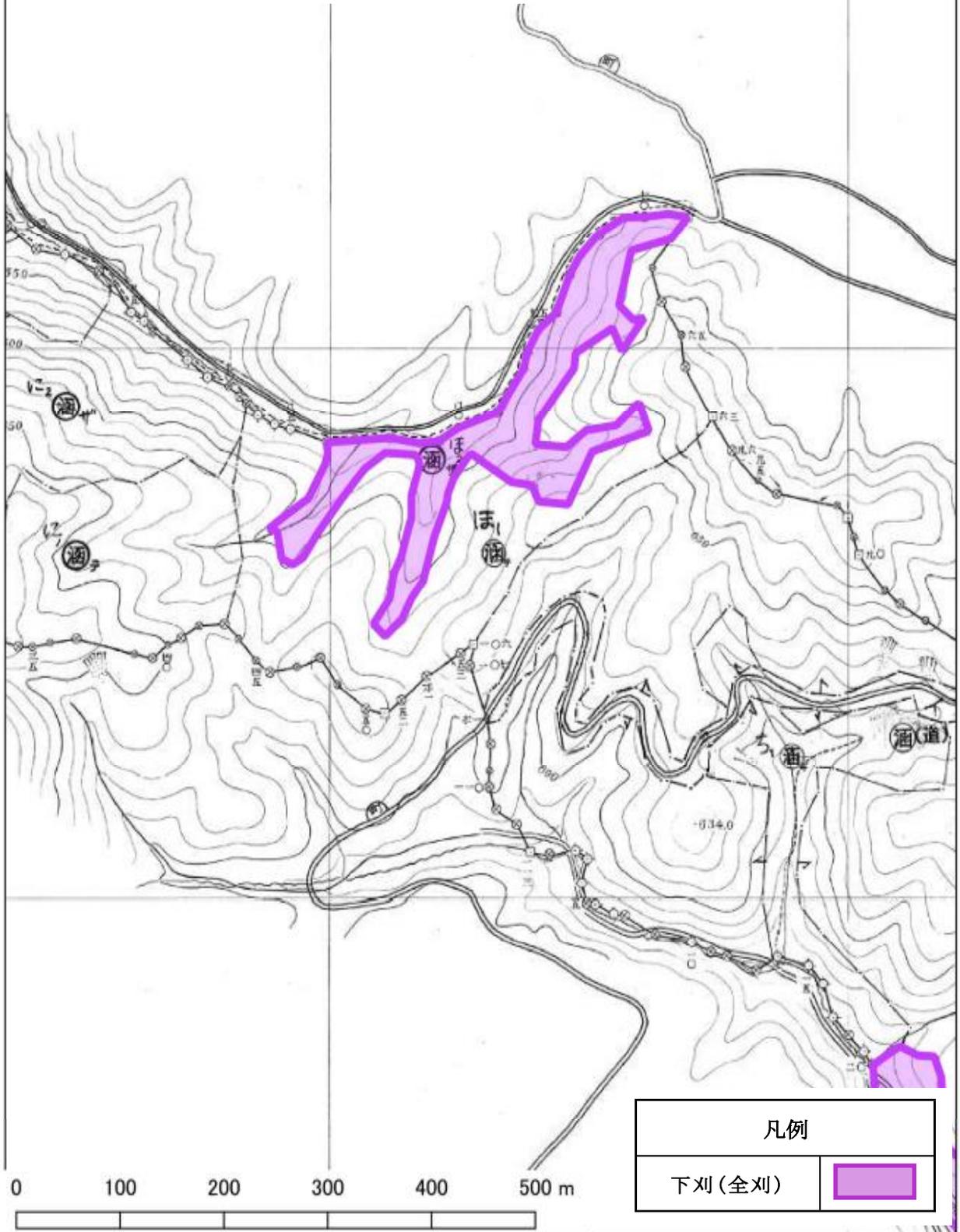
凡例	
下刈(全刈)	

# 森林整備事業位置図

ヨナシ山国有林786ほ2林小班

【作業種：下刈(全刈)】

1/5,000

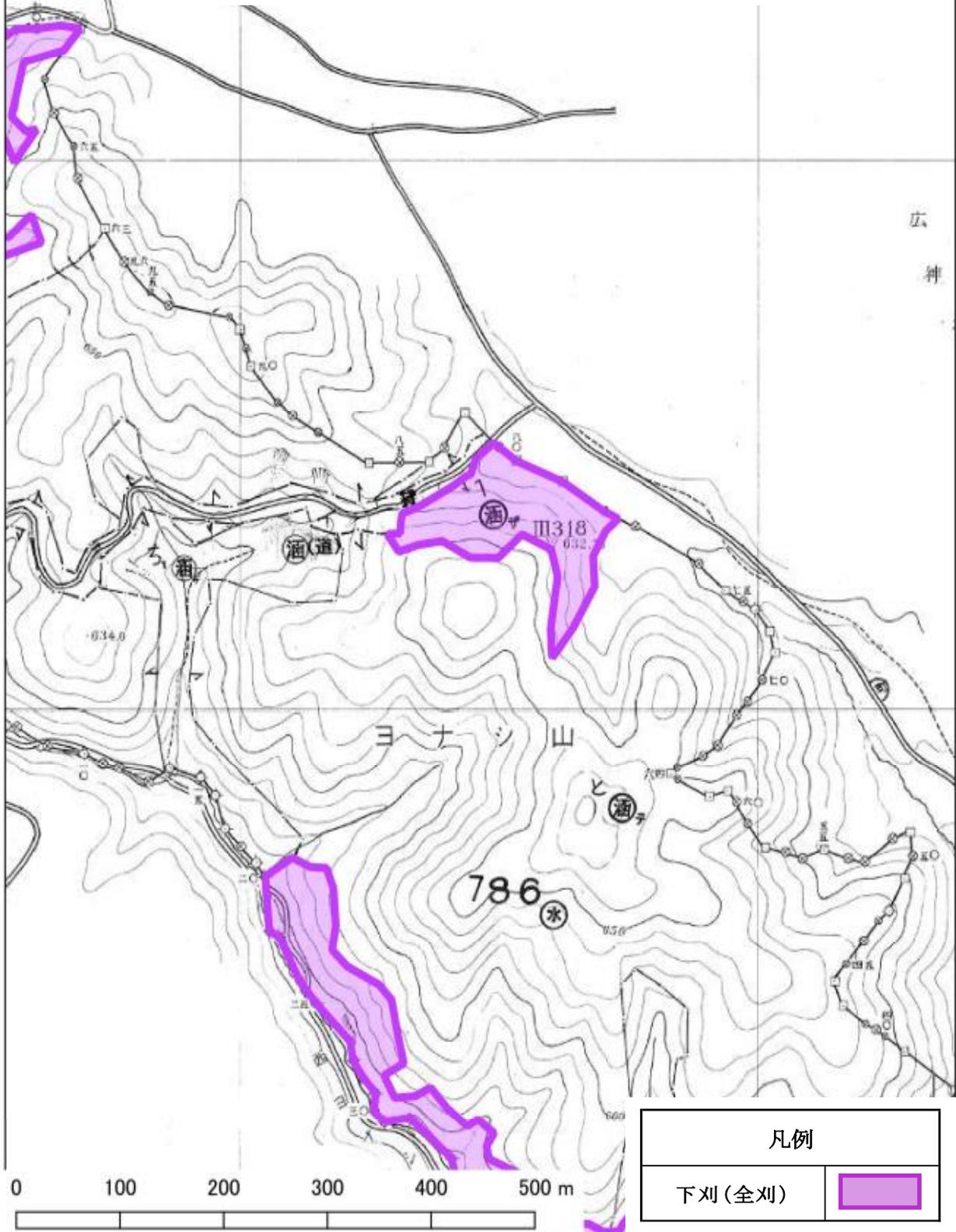


# 森林整備事業位置図

ヨナシ山国有林786へ林小班

【作業種：下刈(全刈)】

1/5,000



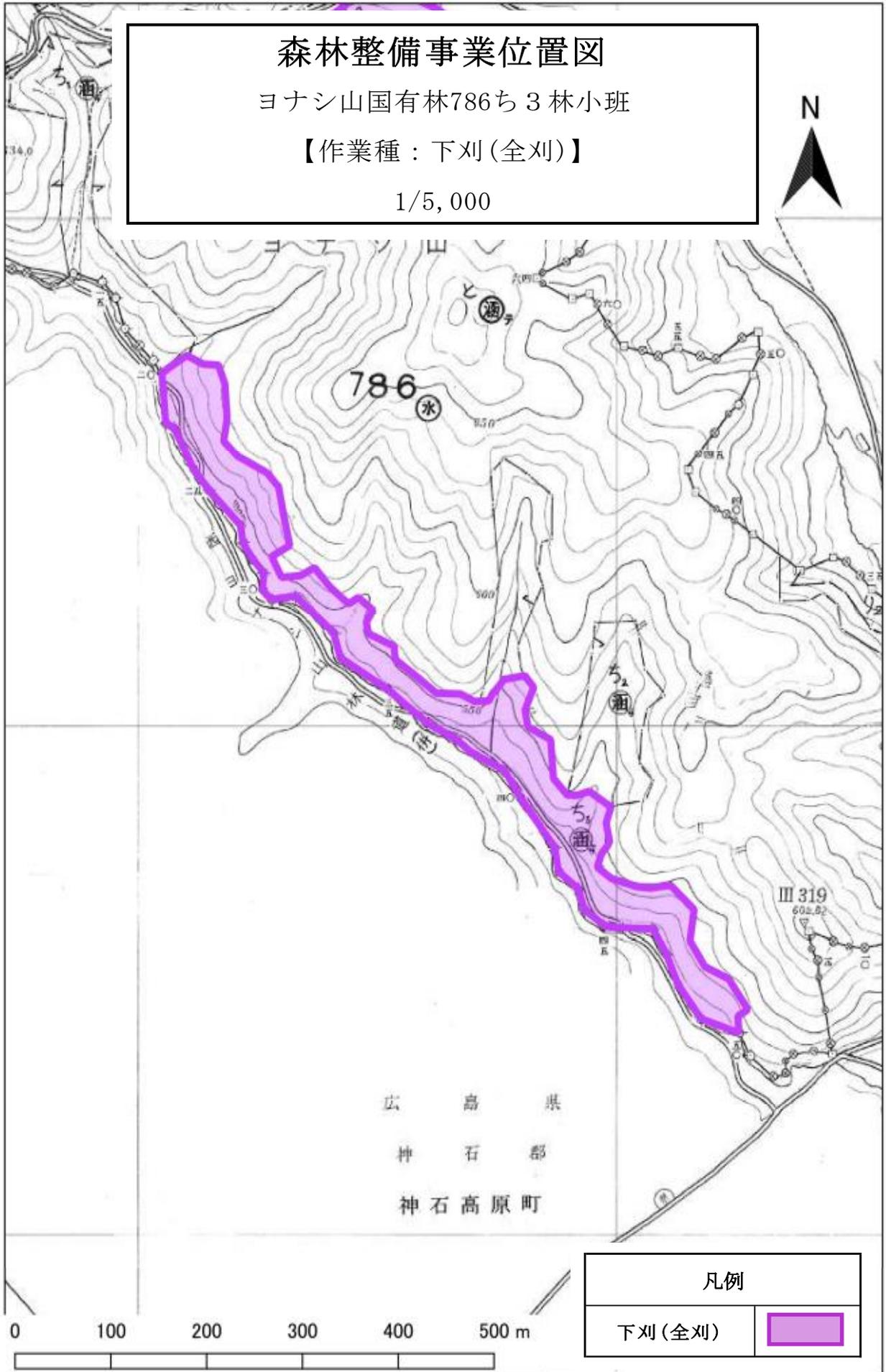
凡例	
下刈(全刈)	

# 森林整備事業位置図

ヨナシ山国有林786ち3林小班

【作業種：下刈(全刈)】

1/5,000



広島県  
神石郡  
神石高原町

## 凡例

下刈(全刈)

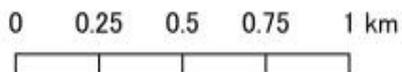
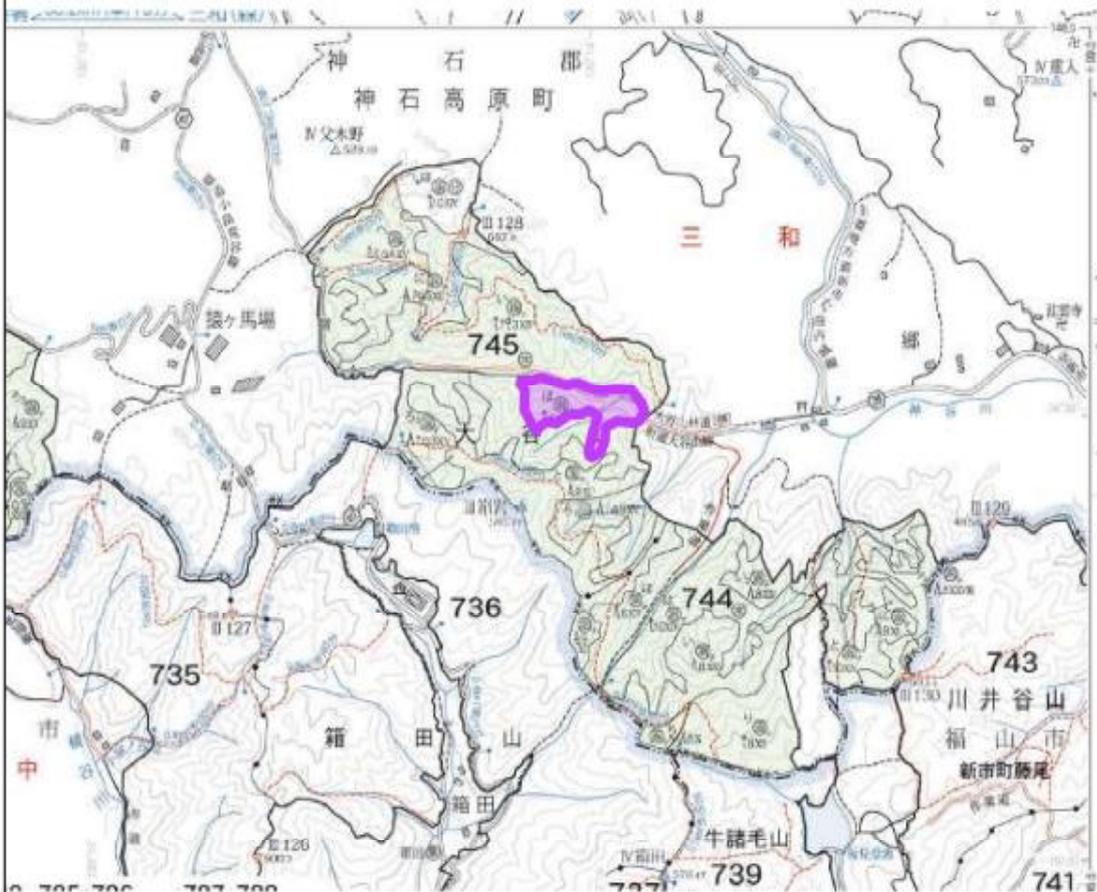


# 森林整備事業位置図

大谷山国有林745は林小班

【作業種：下刈(全刈)】

1/20,000



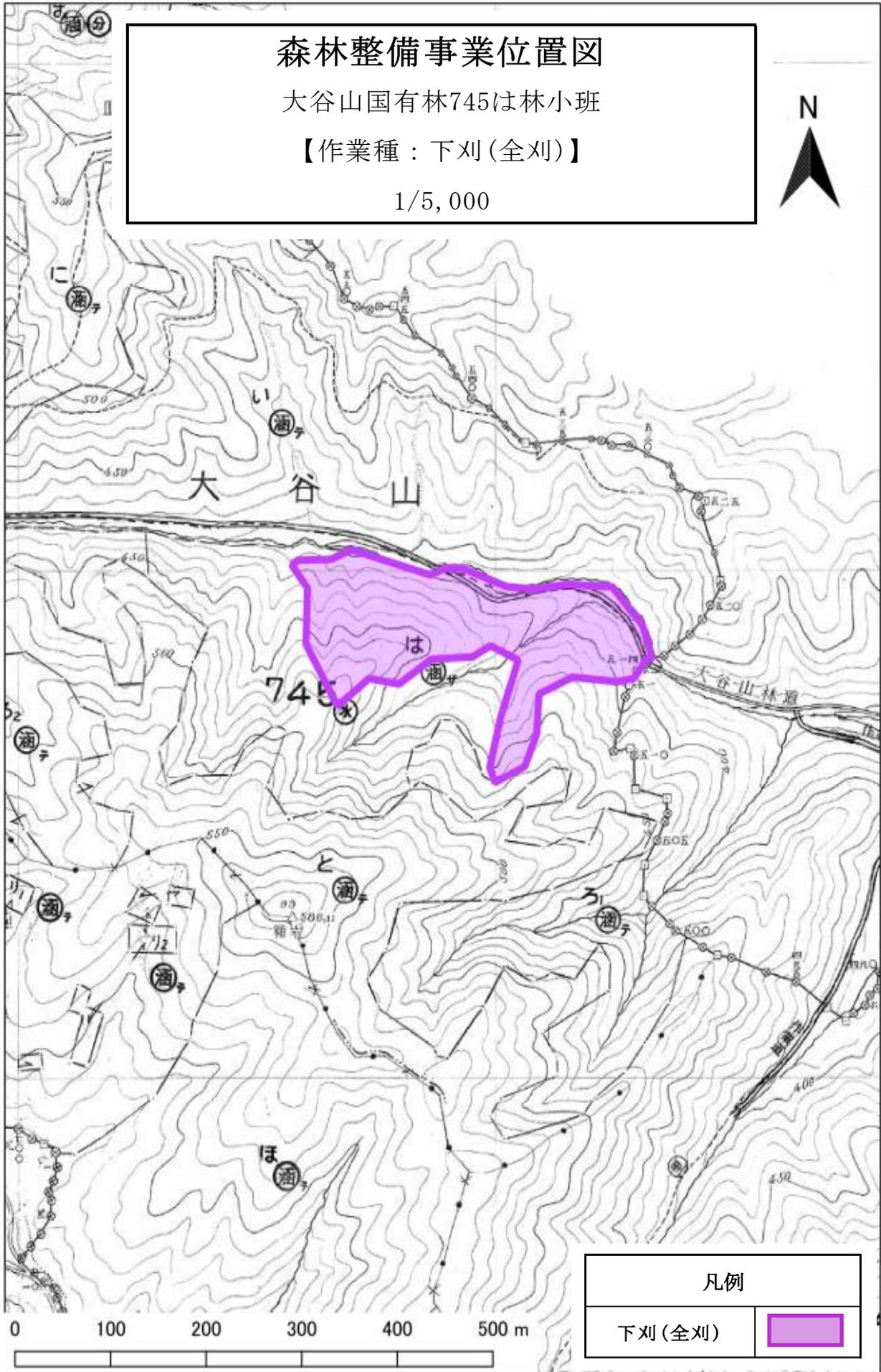
凡例	
下刈(全刈)	

# 森林整備事業位置図

大谷山国有林745は林小班

【作業種：下刈(全刈)】

1/5,000

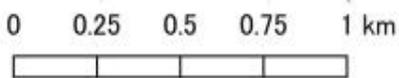
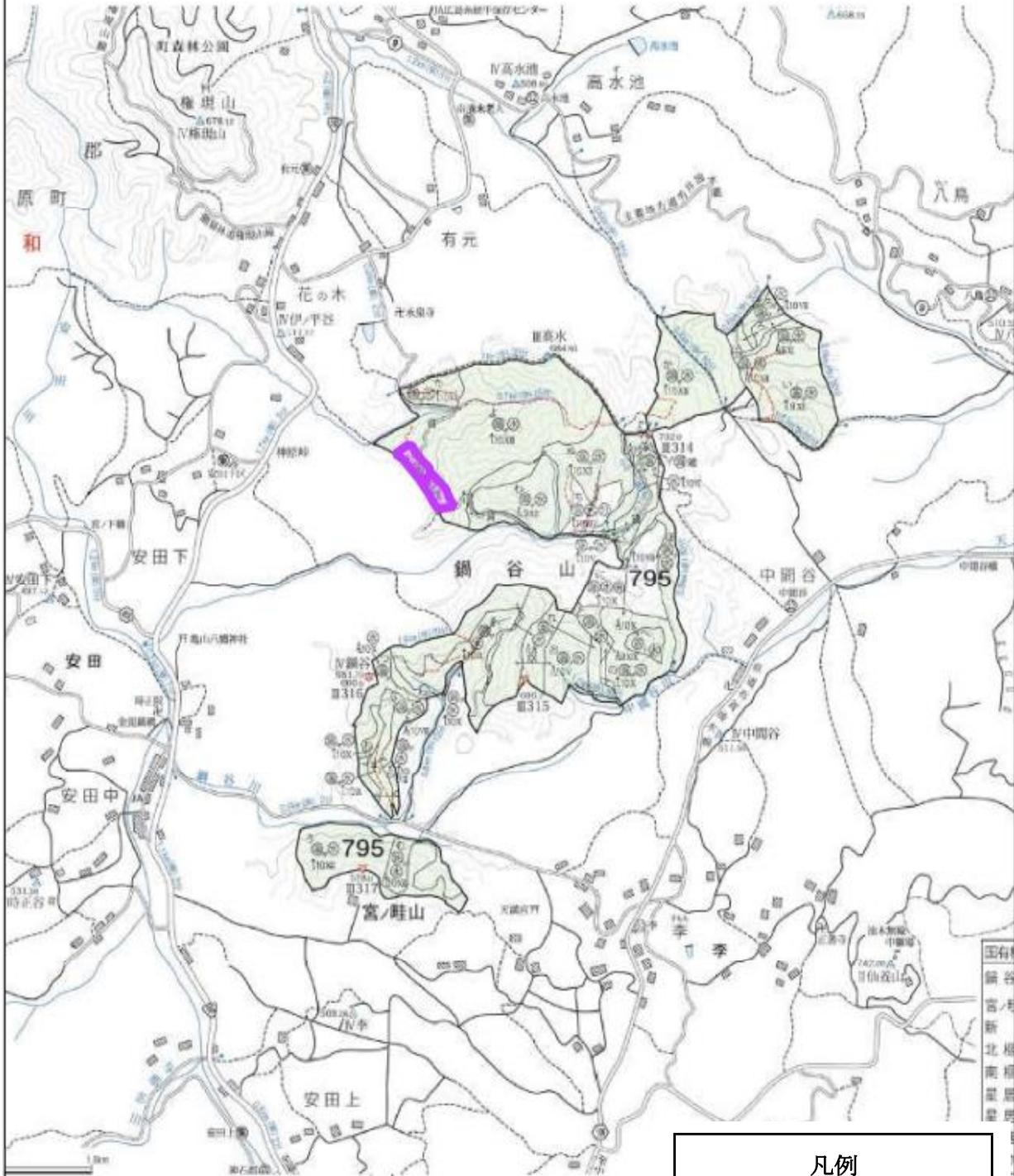


# 森林整備事業位置図

鍋谷山国有林795り林小班

【作業種：下刈(全刈)】

1/20,000



凡例	
下刈(全刈)	

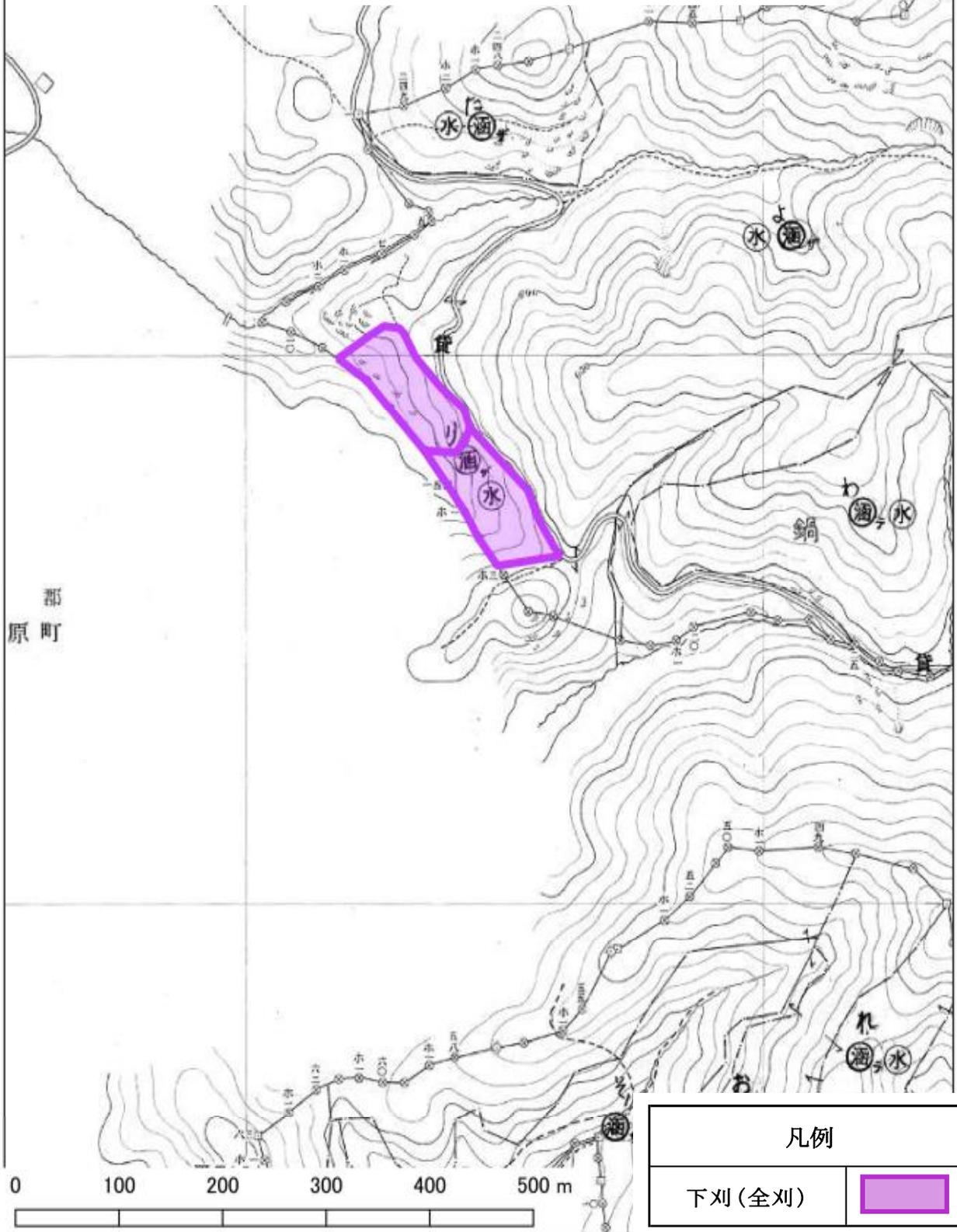
# 森林整備事業位置図

鍋谷山国有林795り林小班

【作業種：下刈(全刈)】

1/5,000

N

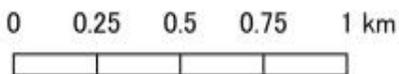
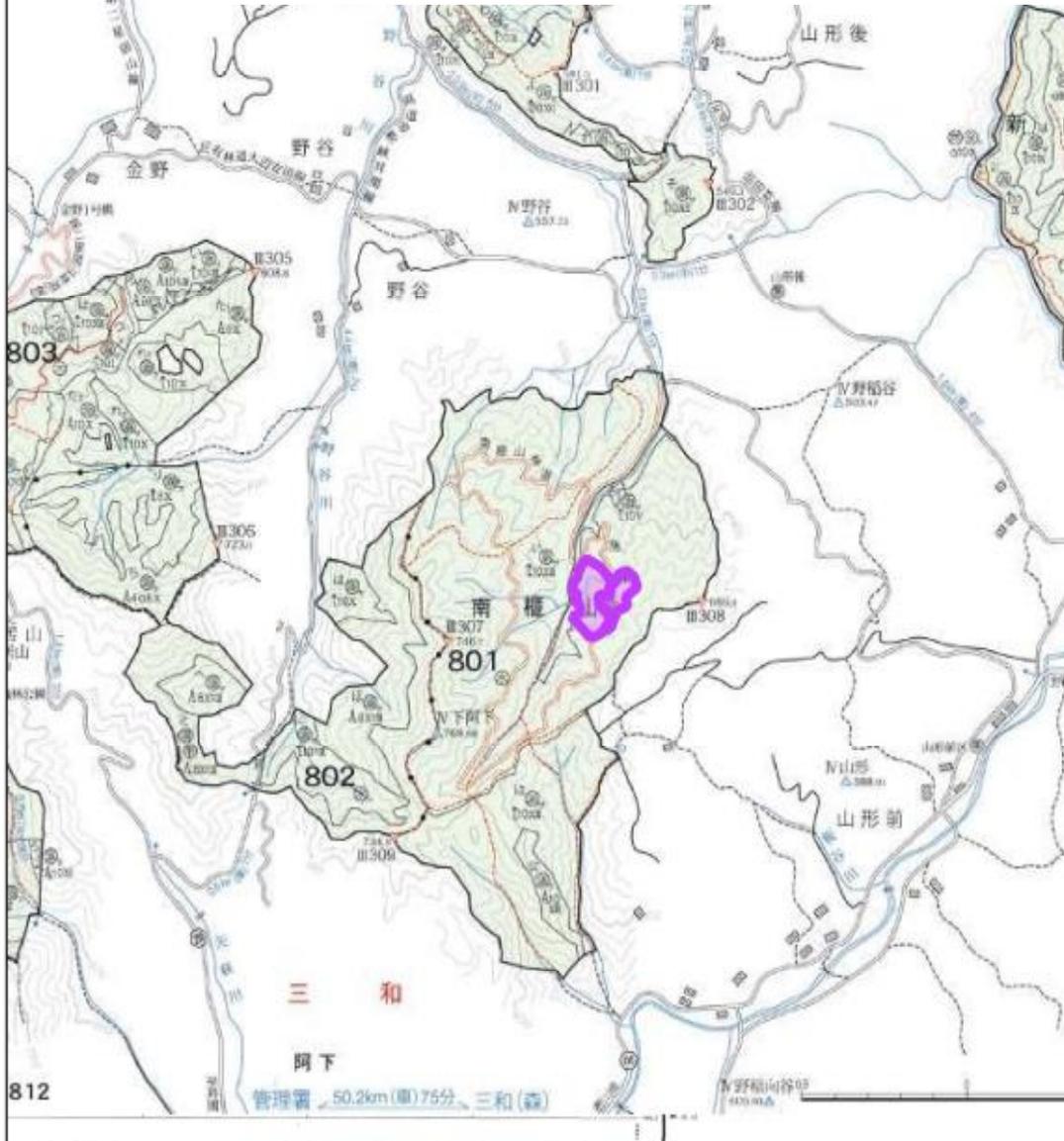


# 森林整備事業位置図

南榎山国有林801い林小班

【作業種：下刈(全刈)】

1/20,000



凡例

下刈(全刈)

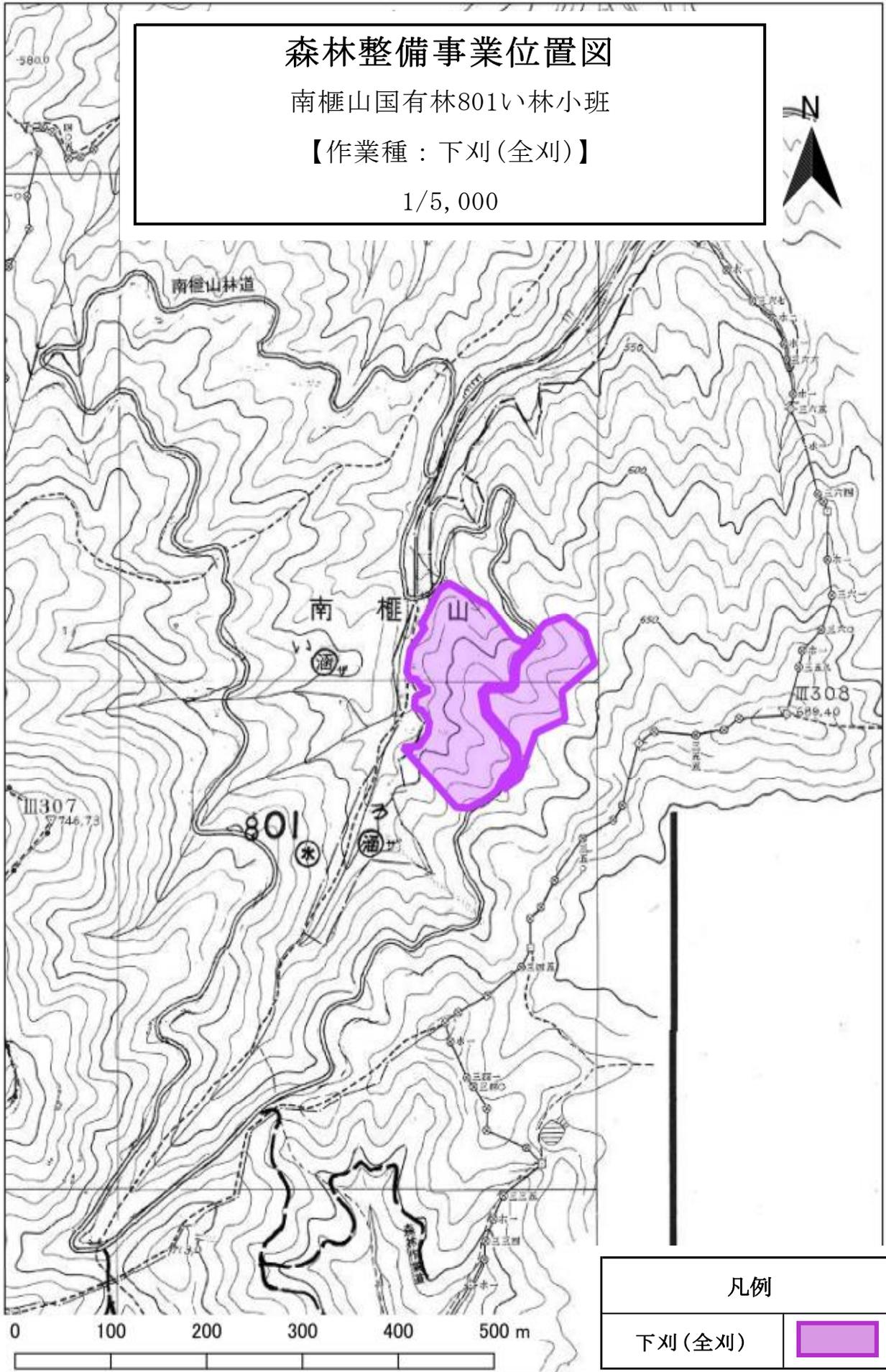


# 森林整備事業位置図

南樞山国有林801い林小班

【作業種：下刈(全刈)】

1/5,000



## 凡例

下刈(全刈)



(別紙) 契約情報の公表様式  
請負事業の契約情報

事業名 : ヨナシ山国有林外森林整備事業 (造林)

広島北部森林管理署

作業種	森林事務所	国有林	林小班	実行数量	作業期間	林分条件		作業条件				
						傾斜・植生等	間伐量	作業手段	作業方法	人員輸送距離 (往復・km)	通勤時間 (往復・分)	通勤地点
植付 (補植)	三和	新元重山	749 ち	3.36ha	契約締結日の翌日から 令和9年2月26日まで	中100%	-	人力	—	10.8	25	神石高原町役場
計				3.36ha								
防護柵 設置	三和	新元重山	749 ち	1.07km	契約締結日の翌日から 令和9年2月26日まで	中13%、易87%	-	人力	—	10.8	25	神石高原町役場
計				1.07km								
下刈	三和	新元重山	749 ち	3.36ha	令和8年6月1日から 令和8年9月30日まで	中100%	-	人力 (機械併用)	全刈	10.8	28	神石高原町役場
			ほ2	2.25ha		中100%	-			9.8	27	
		ヨナシ山	786 へ	1.57ha		難100%	-			8.6	21	
			ち3	3.92ha		難100%	-			6.2	21	
		大谷山	745 は	2.91ha		難100%	-			20.2	51	神石高原町役場 油木支所
		鍋谷山	795 り	0.73ha		難100%	-			6.4	18	
				0.72ha		難100%	-			6.4	25	
		南榎山	801 い	2.42ha		難100%	-			18.4	38	
計				17.88ha								